不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>勧告及び命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市景観条例第１２条
　市長は、法第１６条第３項又は法第１７条第１項若しくは第５項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。
２　市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、新座市景観審議会の意見を聴くものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第６条
　第４条第１項の届出書又は前条第１項の変更届出書の提出があった場合は、その内容が基準等に適合しているかどうかを審査し、基準等に適合すると認めるときは新座市景観計画区域内における行為の着手期間短縮通知書によりその旨を通知し、基準等に適合しないと認めるときは勧告書により設計の変更その他の必要な措置をとるよう、条例第１２条第１項の勧告をすることができる。
２　前項に規定する届出のうち、条例第１１条の特定届出対象行為に該当するものについては、変更命令書により設計の変更その他の必要な措置をとるよう、条例第１２条第１項の命令をすることができる。
３　新座市景観計画に規定する景観形成基準に係る審査は、景観形成基準配慮事項説明書により行うものとする。
４　第１項及び第２項の勧告及び命令による設計の変更その他の必要な措置は、当該勧告及び命令を受けた日から起算して１０日以内に変更届出書により行わせるものとする。ただし、当該勧告及び命令を受けた日から当該勧告及び命令に係る行為に着手する日までの期間が１０日に満たない場合はこの限りでない。</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td></td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２２年１０月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>